

「るもい健康の駅」厨房利活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、るもい健康の駅の厨房及び健康サロンスペースの有効活用と、市民の交流機会の拡大により、公の福祉の増進に寄与することを目的に行う「るもい健康の駅」厨房利活用事業を実施するために必要な事項を定める。

(実施施設)

第2条 利活用事業の実施に係る施設は、留萌市健康づくり交流センター「るもい健康の駅」とする。

(対象事業)

第3条 5人以上の市民団体等が厨房及び健康サロンを使って行う、次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 食と健康を考える事業
- (2) 高齢者サロン(集い)事業
- (3) 食育に関する事業
- (4) その他、センター長が認めた事業

(利用申込)

第4条 留萌市健康づくり交流センター「るもい健康の駅」管理基準第4条により、利用申込書を提出する。

(費用負担)

第5条 厨房利活用事業への参加料として、1団体1時間500円を徴収する。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、この要綱に定める利用者心得を遵守し、施設設備の保全に努めなければならない。

2 利用者は、施設設備、器具等を損傷又は亡失した場合は、その損害について賠償するものとする。

3 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、利用者が負うものとする。

(管理責任)

第7条 この要綱に基づく「るもい健康の駅」厨房利活用事業の実施に係る管理上の責任は、利用者の責めに帰すべきものを除き、留萌市が負うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「るもい健康の駅」厨房利活用事業に関

し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成21年7月11日から施行する。